

大規模水害対策の進捗と今後の対応について

(1) 東京都北区 大規模水害を想定した避難行動の基本方針の改定

令和2年3月に策定した基本方針について、2回の改定検討委員会を開催し、詳細な水害リスクデータに基づく避難者数の再整理を行ったうえで、屋内安全確保を可能とする区独自の条件の設定や、区民周知について検討を行い、基本方針改定の方方向性を決定した。基本方針改定は令和7年4月を予定している。

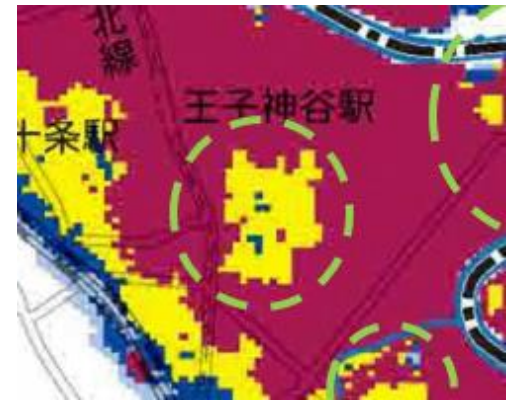
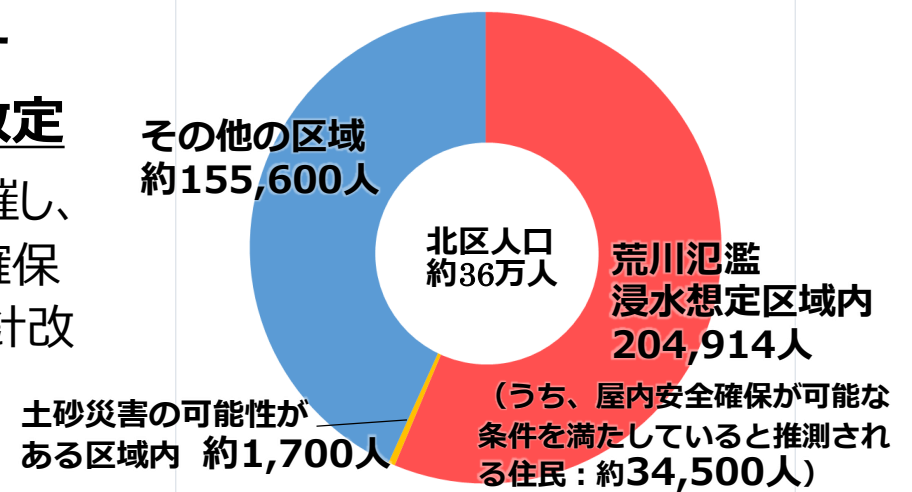
改定後基本方針における屋内安全確保の条件（案）

ハザードマップ等で自宅等の浸水想定等を確認し、少なくとも以下①～③の条件をすべて満たしており、住民自らの判断で自宅等の上階等、安全な場所に留まること（待避）等により、計画的に身の安全を確保できること。

- ① 自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと
- ② 自宅等に浸水しない居室があること
- ③ 浸水継続時間3日未満の地域で、自宅等周辺が一定期間浸水している間、十分な備蓄や資機材の準備をしており、在宅での避難生活ができること。

ただし、自宅等が浸水継続時間3日未満の地域であっても、周囲を浸水継続時間3日以上地域に囲まれている場合を除く。

【水害時の避難者数の試算】



周囲を浸水継続時間3日以上地域に囲まれている例

報告事項 4

大規模水害対策の進捗と今後の対応について

▶ 我が家の水害リスク診断書の戸別配付

基本方針の改定内容を広く周知するとともに、荒川の洪水による氾濫浸水想定区域に居住する全世帯に対し、各住戸の浸水リスクや適切な避難行動を記載した「我が家の水害リスク診断書」を作成・郵送することで、大規模水害時の避難行動について普及啓発を図る。

送付は出水期前（令和 7 年 5 月）を予定している。

水害リスク診断結果	水害リスクがあるため、自宅にとどまらず高台への避難が必要です。	
主な水害リスク※1	荒川の洪水	
①浸水の深さ※2	5.5 m	
②浸水継続期間※3※4	5日間	
③堤防の決壊等により家屋倒壊・流出のおそれのある地域に該当	該当する	

※2 目安(①浸水の深さ)

【我が家の水害リスク診断書イメージ】

高台避難が必要な地域の住民宛

我が家の水害リスク診断書
(荒川の洪水)

管理番号
〒 000-0000
北区〇〇一丁目2番3号
東京 太郎 様

1. あなたの水害リスク診断結果

ご自宅の住所	北区〇〇一丁目2番3号
水害リスク診断結果	水害リスクがあるため、自宅にとどまらず高台への避難が必要です。

主な水害リスク※1	荒川の洪水
①浸水の深さ※2	5.5 m
②浸水継続期間※3※4	5日間
③堤防の決壊等により家屋倒壊・流出のおそれのある地域に該当	該当する

※2 目安(①浸水の深さ)

2. 水害リスク診断結果を踏まえた推奨されるあなたの避難行動

遠くの高台への避難が必要！

荒川の洪水による大規模水害時には、あなたのお住まいの地域は浸水リスクが高く、自宅にとどまることは命の危険があります。できるだけ遠くの高台等へ早めの避難を行ってください。

また、浸水継続時間が長く、救出が困難なため、**自宅の上階等への避難(垂直避難)は危険です。**

以下のことを事前に決めておきましょう。

○避難先

親戚・知人宅
宿泊施設 など

○避難のタイミング

浸水継続時間の推移

屋内安全確保を選択可能な地域の住民宛

我が家の水害リスク診断書
(荒川の洪水)

管理番号
〒 000-0000
北区〇〇一丁目2番3号
東京 太郎 様

1. あなたの水害リスク診断結果

ご自宅の住所	北区〇〇一丁目2番3号
水害リスク診断結果	水害リスクがあるため、適切な避難行動をとる必要があります。

主な水害リスク※1	荒川の洪水
①浸水の深さ※2	2.0m
②浸水継続期間※3※4	2日間
③堤防の決壊等により家屋倒壊・流出のおそれのある地域に該当	該当しない

※2 目安(①浸水の深さ)

2. 水害リスク診断結果を踏まえた推奨されるあなたの避難行動

高台避難が最推奨ですが、一定条件を満たす場合は屋内安全確保も選択可能です

荒川の洪水による大規模水害時には、あなたのお住まいの地域は浸水リスクがあり、浸水リスクのない高台等へ早めに避難することが最も推奨される行動です。ただし、以下①～③の条件をすべて満たす場合に、屋内安全確保(住民自らの判断で自宅等の上階等、安全な場所に留まること等により、計画的に身の安全を確保すること)を行うことも選択肢のひとつです。

①自宅等が家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていないこと。

②自宅等に浸水しない居室があること。

③浸水継続時間が3日未満の地域で、自宅等周辺が一定期間浸水している間、十分な備蓄や資機材の準備をしており、在宅での避難生活ができること。

自宅等の低層階が浸水すると、電気やガス、上下水道などライフラインが停止するおそれがあり、数日間、過酷な環境で生活を送ることになる可能性があります。ご家族の状況も含め、**自宅等での避難生活が難しいと判断した場合は、自宅に留まらず、早めに高台等への避難を行ってください。**

また、屋内安全確保を選択する場合は、停電等に備えて、食料や水、簡易トイレ袋、常備薬、蓄電池、ラジオなど、日頃から十分な備蓄等の準備を行ってください。

土砂災害(特別)警戒区域に居住する方は、別途、避難指示が出る場合があります。土砂災害のおそれが高まった場合は、立ち退き避難が必要となります。

みんなで創る。
北区新時代!

2

大規模水害対策の進捗と今後の対応について

(2)「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」の作成に向けた検討

○令和4年 6月 「首都圏における広域避難対策の具体化に向けた検討会」設置

■検討会構成

国（内閣府、総務省消防庁、国土交通省、東京管区気象台、陸上自衛隊）

東京都（総務局、交通局、警視庁、東京消防庁）

荒川・江戸川流域の都内市区（北区含む）、交通事業者、通信事業者等

■主な検討内容

広域避難施設の開設・運営方法、避難手段の確保、避難誘導、避難情報の発信・伝達等

○令和6年 3月 「首都圏大規模水害広域避難タイムライン（令和5年度版）」公表

○令和6年 12月 「首都圏大規模水害広域避難計画モデル（中間のまとめ）」公表

➡ 今後策定・公表される予定の「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を踏まえ、
東京都及び北区を含む広域避難自治体においても、広域避難計画策定に向けた検討を行っていく。